

質問No.	質問	回答
1	提案書について様式・ページの制限はあるか	基本的に公表している別紙 1_様式 1 の実施計画書の様式に沿って作成すること。 ただし、事業内容・実施日程については別紙（別添）での作成を可とする。ページ制限は特に設けていないが、外部の審査委員による限られた時間での審査となるため、審査に必要な内容を精査し、読み手に読みやすい形、及び枚数とすること。
2	ジョイントベンチャーでの応募は可能か。またその際、追加で必要な書類等はあるか。	ジョイントベンチャーでの応募は可能である。追加で求められる書類はないが、競争参加資格の確認のための書類として必須である「文部科学省競争参加資格の認定書の写し」の提出が必要である。
3	有識者検討会について、3つの調査毎にそれぞれ開催する想定か。	ご認識の通りである。
4	有識者検討会について、回数はどの程度を想定しているか	有識者検討会については回数は具体的に設定していないが、例として直近の別事業における検討会は4回ほど開催している。受託者で検討が必要と考える回数等を提案していただき、最終的にスポーツ庁と協議の上決定する。
5	有識者への謝金の支払いは委託事業費の中から捻出する認識か	ご認識の通りである。
6	委託事業① 国内外の事例調査について、現時点でベンチマークとしている施設はあるか	現時点では具体的な設定はしていないが、委託契約締結後、令和7年度の事業で整理したスポーツコンプレックスの概念や事例を共有しながら、スポーツ庁と協議の上決定する。
7	委託事業① 経済波及効果等の調査内容はどこまで公表する想定か	基本的には事業内で調査した内容は成果報告としてご提出いただき公表する想定である。調査を実施していく中で、公表すべきか議論が必要な情報については、都度スポーツ庁と協議の上決定する。
8	スポーツコンプレックスについて、現状の課題感と本事業を通してどのように発展させていきたいかビジョンはあるか	現状の課題感、本事業を通して達成したい目標は仕様書に記載の通りである。
9	委託事業② 中間報告書の粒度、開催方法はどのような想定か	粒度については、期限までにできる限り示せる情報を報告していただく。具体的には、委託契約締結後、スポーツ庁が求める粒度を共有しながら協議の上進めていく。 開催方法は対面もしくはオンラインを想定している。

10	過去の調査結果、スポーツ庁が保有するデータ等は共有可能か。	本事業を遂行するにあたり必要と判断できる過年度の事業のデータや情報等の共有は可能である。
11	本事業の実施にあたり、再委託は可能か。	再委託は可能である。ただし再委託する業務の範囲・必要性等を総合的に判断する。再委託の制限に関しては、100%再委託は認めない。
12	委託事業① 国内外の事例調査について、対象となる施設は「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定」の21拠点となるか	選定拠点のみならず、スポーツコンプレックスに資する施設・エリアを調査していただく。
13	委託事業① 国内外の事例調査について、想定する件数はあるか また調査した件数全て、経済的・社会的波及効果を分析する想定か	現時点では国内外各5～10件ずつを想定している。 各事例の調査の深度も踏まえて、最終的に決定する。
14	委託事業① 国内外の事例調査について、応募にあたりスポーツコンプレックスの概念に沿った施設を提案する予定だが、スポーツコンプレックスの概念はいつ頃公表されるか。	最新のスポーツコンプレックスの概念は、4月以降公表する予定である。 応募段階においては、例えば「スタジアム・アリーナガイドブック第三版」に記載されているスポーツコンプレックスの概念等を参考にさせていただきたい。
15	委託事業① 国内外の優良事例調査の対象施設と経済波及効果等を調査する対象施設は同一の想定か	優良事例調査をする施設と、経済的・社会的波及効果を定量分析する施設が一致しない事も想定される。 なお本調査においては、特に海外の有識者へのヒアリングによる優良事例調査や分析を重要視している。
16	委託事業① 国内外の優良事例調査のうち、海外の事例調査について想定している国、また国数はあるか	具体的に想定している国、及び国数はないが、例えば欧州と米国では事例の特徴が異なることも想定されるため、幅広く様々な事例を調査していただきたい。
17	第4期スポーツ基本計画策定に関する事前調査に関連するデータは共有いただけるのか	可能な限り共有する。
18	委託事業②の中間報告まで、その他①③の調査も同時進行で進めることは必須か	可能な限り進めていただくが、まずは委託事業②中長期的な政策目標等に係る調査を優先して進めていただく。
19	仕様書の「委託事業の内容」②（3）について「入札書に記載」と標記されているが技術提案書でなくてよいか	「技術提案書」に記載いただきたい。（仕様書修正済）
20	提出物について、会社概要・役員名簿の提出は不要か	別紙3誓約書に記載の通り、法人の場合は「役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料」をご提出ください。